

# 社会福祉法人長久会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長久会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び評議員選任・解任委員並びに役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

## (常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員等は、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されていることから本規程に基づく報酬等は支給しない。

2 理事長については、業務に応じた報酬を支給することとし、別表1により報酬を支払うことができる。

## (非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等が、議会等出席及び法人施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

## (出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規則により旅費及び日当等（以下「旅費等」という。）を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## (改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

## 【附 則】

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬			
	4 時間以内	2 0,0 0 0 円	4 時間以上 1 時間毎	3,5 0 0 円
理事長の理事会等出席 及び理事長業務	4 時間以内	2 0,0 0 0 円	4 時間以上 1 時間毎	3,5 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬			
	4 時間以内	1 0,0 0 0 円	4 時間以上 1 時間毎	1,8 0 0 円
評議員の評議員会出席 及び評議員業務、評議員・ 選任解任委員業務	4 時間以内	1 0,0 0 0 円	4 時間以上 1 時間毎	1,8 0 0 円
理事の理事会等出席 及び理事業務	4 時間以内	1 0,0 0 0 円	4 時間以上 1 時間毎	1,8 0 0 円
監事の会議等出席 及び監査等業務	4 時間以内	1 0,0 0 0 円	4 時間以上 1 時間毎	1,8 0 0 円

注) 上記の報酬には [交通費] を含むものとする。